２　法第二百九十一条第五項（第一号に係る部分に限る。）の場合においては、検察官は、被告人に対し、ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

３　法第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は第二百九十条の三第一項の決定があり、かつ、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について法第二百七十一条の五第一項の決定があり、かつ、当該決定に係る通知が電磁的記録によりされたときは、検察官は、被告人に対し、同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（被告人の権利保護のための告知事項・法第二百九十一条）

第百九十七条　裁判長は、法第二百九十一条第一項の規定による朗読が終わつた後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨のほか、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

２　裁判長は、必要と認めるときは、被告人に対し、前項に規定する事項のほか、被告人が充分に理解していないと思料される被告人保護のための権利を説明しなければならない。

（簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二）

第百九十七条の二　被告人が法第二百九十一条第六項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基づくかどうか及び法第二百九十一条の二に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならない。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

（争いのない事実の証拠調べ）

第百九十八条の二　訴訟関係人は、争いのない事実については、誘導尋問、法第三百二十六条第一項の書面若しくは電磁的記録又は供述及び法第三百二十七条の書面若しくは電磁的記録の活用を検討するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう努めなければならない。

（書面若しくは物又は電磁的記録の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十　訴訟関係人は、書面若しくは物又は電磁的記録に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面若しくは物を示し、又はその電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、若しくはその内容を再生したものを視聴させることができる。

２　前項の書面若しくは物又は電磁的記録が証拠調べを終わつたものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会（同項の電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

（記憶喚起のための書面等の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十一　訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）若しくは物を示し、又は電磁的記録（供述を録取した電磁的記録を除く。）の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、若しくはその内容を再生したものを視聴させて尋問することができる。

（被告人の権利保護のための告知事項・法第二百九十一条）

第百九十七条　裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨の外、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

２　裁判長は、必要と認めるときは、被告人に対し、前項に規定する事項の外、被告人が充分に理解していないと思料される被告人保護のための権利を説明しなければならない。

（簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二）

第百九十七条の二　被告人が法第二百九十一条第五項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基づくかどうか及び法第二百九十一条の二に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならない。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

（争いのない事実の証拠調べ）

第百九十八条の二　訴訟関係人は、争いのない事実については、誘導尋問、法第三百二十六条第一項の書面又は供述及び法第三百二十七条の書面の活用を検討するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう努めなければならない。

（書面又は物の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十　訴訟関係人は、書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面又は物を示すことができる。

２　前項の書面又は物が証拠調を終つたものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

（記憶喚起のための書面等の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十一　訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）又は物を示して尋問することができる。